

入札説明書

奈良県立図書館吸収式冷温水発生機更新工事

令和6年4月

奈良県地域創造部

文化振興課

入札説明書

1 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 資格要件

この工事の入札に参加しようとする者は、入札公告第2に定める者のほか、次の条件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 競争入札参加申込書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

エ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

オ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 競争入札参加申込書の作成・提出

(1) 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。

(2) 競争入札参加申込書は様式S0により作成してください。

(3) 競争入札参加申込書についてはE-mail又は持参により提出してください。

3 入札方法等

(1) 入札書（様式N-1）は、**工事費内訳書**（様式2）を記載、添付の上、書留郵便により提出してください。

入札書の宛て名は「奈良県知事 山下 真」としてください。なお、記入に際しては、「（記入例1）入札書記載例」を参考してください。

郵送は二重封筒とし、表封筒に「5月22日開札 奈良県立図書館吸収式冷温水発生機更新工事 入札書在中」と朱書きし、中封筒に入札書（様式N-1）と工事費内訳書（様式2）を入れ、封筒の裏を代表者印で封印してください。「（記載例2）入札書に係る封筒の記載例」を参照してください。「奈良県地域創造部文化振興課長あて」の親展として、期限までに14に示す場所に到着するようにしてください。期限までに到着したもののみ有効です。

(2) 一度提出された入札書及び工事内訳書（以下「入札書等」といいます。）を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

- (3) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (4) 競争入札参加申込書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届（様式S9）を提出して入札を辞退することができます。
なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退したものとみなします。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 7（1）に示す競争入札参加資格確認申請書等資料又は8施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (4) 開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

5 工事費内訳書（様式2）に関する事項

- (1) 工事費内訳書は、レベル1の工事区分、レベル2の工種、レベル3の種別ごとに金額を明示し、「所在地」、「商号又は名称」、「工事名」及び「工事場所」を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。
- (2) 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札は失格となりますので、間違いのないように作成してください。
 - ア 工事費内訳書を提出しない場合
 - イ 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の「工事価格」欄に記載された額とが異なっている場合
 - ウ 工事費内訳書の各計及び合計が正しくない場合
 - エ 工事費内訳書において示された各項目の金額を記載していない場合
 - オ その他記載内容に不備がある場合
- (3) この工事の入札において使用する「工事費内訳書」の様式を作成しています（様式2）。工事費内訳書は、必ずこの様式を使用のうえ、（1）及び（2）に留意して作成してください。

6 開札及び落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札書等を郵送した入札者又はその代理人を立会者として行うものとします。なお、代理人が立ち会う場合は、委任状（様式N-2）を提出してください。ただし、入札書を郵送した入札者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行います。
- (2) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。
開札後、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認

及び施工体制確認調査を行った上で、落札者を決定します。

また、最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、競争入札参加資格の確認又は施工体制確認調査の結果によっては落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行い、落札者が決定するまで順次調査を実施します。

- (3) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」を実施し、落札候補者の順位を決定します。「くじ」を辞退することはできません。

代理人が「くじ」を行う場合は委任状（様式N-2）を持参し提出してください。当該入札者本人又はくじ引きについて本人から委任を受けた者が会場にいない場合は、入札執行事務に関係のない職員が代わりに「くじ」を引きます。

7 競争入札参加資格の確認

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

開札後、落札候補者は、入札公告第3に定める期限までに次の表により資料を提出してください。提出書類に基づき、聞き取り調査を実施します。聞き取り調査には、入札責任者と配置予定技術者の出席を要します。なお、聞き取り調査の際、本人確認を実施しますので、管理技術者資格者証、運転免許証などを提示してください。聞き取り調査に応じない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

また、最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、競争入札参加資格の確認又は施工体制確認調査の結果によっては落札者とならない場合があります。この場合、落札者が決定するまで順次調査を実施します。

対象書類	<ul style="list-style-type: none">・競争入札参加資格確認申請書（様式S1）・経営事項審査結果等を示す書面（様式S3）・配置予定技術者の資格・工事経歴報告書（様式S6）・現場代理人報告書（様式S8）
	上記様式に添付すべき書類の写し
提出方法	持参
提出先	14のとおり
作成・提出に係る費用	申請者負担

- (2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

ア 競争入札参加資格確認申請書は様式S1により作成してください。

イ 競争入札参加資格確認資料は下記（ア）から（ウ）のとおりとし、次に従い作成してください。

（ア）経営事項審査結果等を示す書面

経営事項審査の審査基準日を様式S3に記載してください。また、総合評定値通知書の写しを添付してください。

（イ）配置予定技術者の資格・工事経歴報告書

入札公告第2の4に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を様式S6に記載してください。また、別表1の配置予定技術者の資格を証する

書面の写し、従事期間が証明できる書類（コリンズ竣工登録（登録内容確認書（工事実績）等）及び3か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。実務経験により資格を有する場合は、実務経験証明書を添付してください。

(ウ) 現場代理人報告書

入札公告第2の5に掲げる条件を満たす配置予定の現場代理人を様式S8に記載してください。また、3か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会

実施しません。

(4) 競争入札参加資格の確認は、開札後に落札候補者に対して行うものとし。ただし、競争入札参加資格要件のうち、入札参加停止の有無、登録業種・等級及び本店の所在地に関する条件については、競争入札参加申込書の提出時においても確認を行うものとし。

(5) その他

ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となります。

8 施工体制確認調査

開札後、落札候補者は、(2)エの提出書類一覧に示す様式1、3に定める提出書類に添付資料を添えて提出してください。提出書類の審査を行うとともに聞き取り調査を実施します。聞き取り調査に応じない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。聞き取り調査には、入札責任者と配置予定技術者の出席を要します。

なお、聞き取り調査の際、本人確認をしますので、監理技術者資格者証、運転免許証等を提示してください。

適正な施工の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

(1) 施工体制確認調査書類の提出

ア 提出部数 各1部

イ 提出期限 入札公告第3に記載のとおり

期限までに提出されない場合は失格となります。

次順位以降の者が落札候補者となった場合の期限は、別途指示します。

ウ 提出方法 入札公告第3に記載のとおり

(2) 施工体制確認調査書類の作成等

ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

イ 提出された施工体制確認調査書類は、施工体制の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された施工体制確認調査は返却しません。

エ 施工体制確認調査書類は下記のとおりとし、次に従い作成してください。

提出書類一覧

対象書類	施工体制確認調査報告書（様式1） 工程計画（様式3）
------	-------------------------------

	※工事費内訳書（様式2）は入札時に入札参加者全員が提出してください。
提出方法	持参
提出先	14のとおり
作成・提出に係る費用	申請者負担

* なお、様式2については、入札公告第3に示す「入札書及び工事費内訳書の提出」期限までに、入札書とともに提出してください。

その際、様式2に「所在地」、「商号又は名称」、「工事名」及び「工事場所」を記載してください。

誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。

また、添付もれの場合は失格となります。

* 本表に示す書類を作成する際には、各様式に記載している記載要領を十分確認してください。記載内容が書類作成上の注意事項又は記載要領に沿わない場合は失格となることがあります。

* 提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における書類の訂正、差替え等はできません。書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認の上、提出してください。提出書類に不備（積算内容に影響しない軽微な不備を除きます。）がある場合は失格となります。

* 下記の場合も契約審査会により適正な施工の確保がなされないおそれがあると判定され失格となります。

(ア) 施工体制確認調査に協力しない場合

(イ) 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合

(ウ) 工程計画が工事仕様等に適合しない場合

(エ) 工事費内訳書に記載されている工事価格が入札額に適合しない場合

(オ) 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合

(カ) 上記のほか、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合

(3) 施工体制確認調査書の作成説明会

実施しません。

9 技術者の配置

落札者は7の(2)のイの(イ)で定める資料に記載した配置予定技術者をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限りです。

10 現場代理人の配置

落札者は、7の(2)のイの(ウ)に定める資料に記載した現場代理人をこの工事の現場に配置するものとします。

11 入札中止条件

この入札手続執行途中で、発注者がやむを得ない事由により入札の執行を中止すべきと判断したときは、その段階で入札手続又は入札を中止します。

12 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

13 契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

14 入札を担当する部課等の名称、所在地等

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県地域創造部文化振興課

電話 0742-27-8478

別表 1

工事業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
管工事	<p>①管工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含みます。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含みます。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含みます。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含みます。以下同じ。）、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めた者</p> <p>②管工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規程第3条に規定する高度専門士を称する者</p> <p>③管工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めた者</p> <p>④管工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科に合格した後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑤管工事に関し、10年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑥建設業法による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>⑦技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」又は「液体機器」とするものに限ります。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」「液体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限ります。）とするものに合格した者</p> <p>⑧技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号。以下「旧技術士法施行規則」といいます。）による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限ります。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」と</p>

	<p>するものに限ります。)とするものに合格した者</p> <p>⑨職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による技能検定のうち検定職種を1級の建築板金(選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。)、冷凍空気調和機器施工若しくは配管(選択科目を「建築配管作業」とするものに限ります。以下同じ。)とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑩平成16年4月1日時点で職業能力開発促進法又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第133号)第25条第1項の規定による技能検定(以下「旧技能検定」といいます。)のうち検定種目を1級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管(検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号)による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限ります。以下同じ。)、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者</p> <p>⑪平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であつてその後配管工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>⑫建築士法(昭和25年法律第202号)第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後管工事に関し1年以上の実務の経験を有する者</p> <p>⑬水道法(昭和32年法律第177号)による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑭建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第7条の4から第7条の6の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(「登録計装試験」といいます。)に合格した後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑮社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後管工事に関し1年以上の実務の経験を有する者</p> <p>⑯国土交通大臣が①～⑮までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者</p>
--	--

注：⑤の「10年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、管工事に関して延べ120か月以上の工事経験が必要です。他の業務(営業担当など)に従事していた場合は、その期間を除いて延べ120か月以上の工事経験が必要になります。